

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、三木町が土地改良事業（香川用水非受益地域用水確保事業中谷池地区）を行うことについて平成18年12月20日適当と決定した。

その関係書類を三木町産業振興課において平成19年1月16日から同年2月5日まで縦覧に供する。

平成19年1月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀